

下松市現場代理人取扱要領の一部改正について（お知らせ）

令和6年12月18日
技術監理課

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する受注者の代理人であることから、市との常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐が義務づけられていますが、一定の要件を満たすと市が認めた場合に限り、例外的に常駐を要しないことができるものとしております。

下松市では平成23年6月1日以降、現場代理人の常駐義務を緩和しておりますが、近年の技術者不足による入札不調や入札中止、または多発する自然災害により市内各地域で集中的に発注される災害復旧工事に対応するため、令和7年1月1日より緩和条件を下記のとおり変更し、現場代理人が他工事の主任技術者になること等の要件も含んでいることから、名称を「下松市現場代理人取扱要領」から「下松市現場代理人等取扱要領」に改めましたのでお知らせします。

様式については「下松市現場代理人等取扱要領」にありますので、ご確認ください。

1. 一部改正を行う要領

下松市現場代理人取扱要領

2. 兼務の対象となる工事

(1) 個別要件

- ア 密接な関係にある2以上の工事を同一の場所又は近接した場所で施工する場合
- イ 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により、主任技術者の兼務が認められる工事契約である場合
- ウ 次の要件をすべて満たす場合
 - (ア) 兼務する工事契約が3件以内であること。
 - (イ) それぞれの契約金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満であること。

(2) 共通要件

- ア 兼務する工事現場がいずれも周南土木建築事務所管内であること。
- イ 兼務する先行工事が市発注工事でない場合は、その発注者が兼務を了承していること。
- ウ 発注者と常に連絡が取れる体制を確保できること（携帯電話や連絡責任者の配置等）。
- エ 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。
- オ 特記仕様書に現場代理人の兼務を認めない旨の記載がないこと

3. 現場代理人等の兼務の申請

- (1) 受注者は、現場代理人等を兼務して配置しようとする場合は、現場代理人等兼務申請書（様式第1号）により、申請するものとします。
- (2) 市長は上記の申請があった場合は、兼務をする工事の施工内容等を総合的に勘案し、工事の兼務について適否を判定し、その結果を申請者に通知します。

4. 兼務の中止

受注者は、施工期間中に兼務を承認した現場代理人等が工事の兼務をしなくなったときは、市長に対し現場代理人等兼務解除申請書（様式第2号）により、その旨を届け出るものとします。

5. 適用基準日

令和7年1月1日から適用します。

以上